

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更などについて～



■高額な外来診療を受けるみなさまへ

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示すると、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

《これまで》
高額な外来診療を受けたとき、1カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。



《4月1日から》
限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。
(同一医療機関に限ります)

◆必要な手続きについて

	必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
非課税世帯等の方	「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に市役所窓口で交付の申請が必要です。	「保険証」と「減額認定証」を提示してください
非課税世帯等ではない方	事前手続きは、不要です。	「保険証」を提示してください。

◎病院・薬局などで提示した場合の1カ月あたりの窓口負担限度額

区 分	外来受診の窓口負担限度額
現役並み所得者	44,400円
一 般	12,000円
減額認定証交付対象者	8,000円
	区分Ⅱ
	区分Ⅰ

◎減額認定証の交付対象となる方
(次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です)

- 区分Ⅱ…世帯全員が市・道民税非課税である方
区分Ⅰ…世帯全員が市・道民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- ①世帯全員の所得が0円の方
(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
 - ②老齢福祉年金を受給されている方

●非課税世帯等で減額認定証を窓口には提示しない方は従来どおりの手続きとなります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します)

運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

- 応募資格 道内在住の満20歳以上の方
(ただし、議員や公務員などを除く)
- 応募人数 5人
- 任 期 平成24年7月から2年間
(開催は年3～4回の予定)
- 応募方法 北海道後期高齢者医療広域連合および市役所窓口にある応募要領を参照ください。
- 応募締切 4月27日(金)
- 選 考 選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に選考します。
- 報酬など 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します。

住民説明会のお知らせ

次のとおり後期高齢者医療制度に関する説明会を開催します。詳しくはお問い合わせください。

- と き 3月15日(木)
14:00～16:00(13:30開場)
- と ころ 名寄市民会館(大通北1)
- 対 象 どなたでも出席できます。年齢不問。
- 申込み 不要。直接会場にお越しください。
※会場の規模により定員になり次第、入場を制限する場合があります。
(定員50人)
- 主な内容
 - ・後期高齢者医療制度について
 - ・平成24、25年度保険料率について
 - ・給付サービスについて
 - ・各種申請手続きについて

※会場の駐車台数が限られるため、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601
名寄市役所市民課国保高齢医療係 ☎01654③2111 内線3115